

## 第7回宮城県総合教育会議 議事録

平成30年9月3日作成

- 1 会議名 第7回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 平成30年7月30日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎11階 第2会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者5名》
- 5 概要 以下のとおり

### (1) 開 会

### (2) 挨拶(知事:村井知事)

### (3) 議 題(議長:村井知事)

- ① (仮称)第3期県立高校将来構想について  
資料1-1から1-3に基づき説明 (説明者:佐々木 教育企画室長)
- ② 幼児教育について  
資料2に基づき説明 (説明者:佐々木 教育企画室長)

### (4) 報告事項

- ① 働き方改革について  
資料3に基づき説明 (説明者:布田 教育庁総務課長)
- ② 部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引について  
資料4-1及び4-2に基づき説明 (説明者:駒木 スポーツ健康課長)
- ③ 学力向上で成果を挙げている事例について  
資料5に基づき説明 (説明者:奥山 義務教育課長)

### (5) そ の 他

### (6) 閉 会

## 1 開会【司会】

それでは、始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ、「第7回宮城県総合教育

会議」に御出席をいただき大変ありがとうございます。

本日の会議は、宮城県総合教育会議運営要綱第5条の規定に基づき、公開となっておりますので、御了承願います。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、担当者がマイクをお渡しいたしますので、お知らせ願います。

なお、齋藤公子委員でございますが、本日、出席の予定でございましたが、急用のため欠席との御連絡をいただいております。

それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事から挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶（村井知事）

本日は、大変お忙しいところ、教育委員会委員の先生方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、私と教育委員の皆様が、本県の教育行政の現状や課題に対して、いろいろ議論を致しまして、認識を共有し、重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行うことにより、今後の教育施策の推進につなげることが目的でございます。よろしく願いいたします。

昨年度に開催した前回の会議では、皆様に活発な御議論を頂き、頂戴した意見を早速、今年度当初予算に採り入れました。例えば、「特別支援学校狭隘化対策費」、これについては予算を増額いたしました。また、いじめ・不登校等対策として「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」での対象市町の拡充等でございます。しっかりとこの会議での議論を受けて、予算化をしているところでございます。

さて、本日の会議では、「(仮称)第3期県立高校将来構想」及び「幼児教育」について、この二つを議題とさせていただきたいと思っております。

「(仮称)第3期県立高校将来構想」については、今年度末の策定を目指して検討が進められていると承知しておりますが、今後の少子化の中での高校の在り方など、喫緊の課題に対応する必要があると考えています。

また、「幼児教育」については、先月閣議決定された国の「第3期教育振興基本計画」の中でもその重要性が明記されておりまして、子供の頃からしっかりと教育をしていくことが重要であると考えております。

宮城の将来ビジョンに掲げる「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を進める上で、教育環境の充実は重要な取組の一つでありますので、本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 【司会】

次に、議題に入ります前に、前回の会議以降、教育委員の交代がございましたので、御紹介します。

小室千恵子委員でございます。

【教育委員】（小室委員）

小室千恵子でございます。よろしくお願いいたします。

—以下議事—

3 議題

【司会】

それでは、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、運営要綱第4条の規定に基づき知事になるものとされておりますので、村井知事に議長をお願いいたします。

【議長】（村井知事）

それでは、よろしくお願いいたします。

議題（1）「（仮称）第3期県立高校将来構想について」、事務局から説明してください。

【説明】（佐々木教育企画室長）

教育企画室長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。はじめに、議題（1）（仮称）第3期県立高校将来構想について、御説明申し上げます。

資料1-1を御覧ください。「1 次期県立高校将来構想について」ですが、本県では、これまで平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」及び平成22年3月に策定した「新県立高校将来構想」に基づき、魅力ある高校づくりを目指し、志教育の推進や地域のニーズに応える高校づくり、学級減や学校再編などの高校教育改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展や震災後の社会環境の変化の中で、復興後を見据えた人材育成やグローバル化への対応、また、多様な生徒への対応を進めていく必要がありますことから、現在の構想期間を2年前倒しし、有識者等で構成する「県立高等学校将来構想審議会」による審議等を踏まえまして、次期構想を今年度末までに策定することを目指し、検討を進めております。

「2 計画の期間」ですが、平成31年度から平成40年度までの10年間を対象期間としております。

「3 検討の経過及び今後の予定」ですが、昨年7月に将来構想審議会に諮問を行い、これまで5回の審議会を開催してまいりました。委員の方々からは、教育の充実や地域との連携の推進、学び直しへの対応など様々な御意見を頂きました。

また、昨年9月から10月にかけて、「県立高校に関する調査」として、中学生や高校生、保護者、教員を対象とした学校調査や、企業、県立高校の卒業生を対象とした調査を実施したほか、県内企業への訪問調査を実施し、構想策定の参考としております。

先月には、これまでの審議を踏まえ、（仮称）第3期県立高校将来構想答申中間案を公表し、パブリックコメントや地区別意見聴取会を実施したところです。今後、10月の答申を経て、年度末の構想策定を予定しております。

資料の2ページを御覧ください。答申中間案のポイントをまとめております。1点目としては、生徒一人一人が高い「志」を持ち、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら未来を切り

拓いていくたくましい力を身に付けることができる高校教育を実現するため、人づくり及び学校づくりの観点から、これまでの構想には記載のなかった「本県高校教育の目指す姿」を初めて明示しております。

2点目の「目指す人づくりの方向性」に対応した取組としては、「志教育の更なる推進」や「基礎・基本の徹底と発展的な学習の推進」などについて整理するとともに、3点目の「目指す学校づくりの方向性」に対応した取組としては、「学びの多様化への対応」として、学び直しをはじめとした様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討することなどについて整理しております。

4点目になりますが、「少子化の中での高校の在り方」として、地区別の高校配置の方向性を示すとともに、活力ある教育環境を確保するためには一定の学校規模が必要であるとの認識に立ち、現構想では記載していなかった適正な学校規模について、4～8学級を目安とするとしております。

5点目になりますが、「魅力ある学校づくり」として、特定の学科における学級規模・募集方法等の特例の設定などについて検討することや5年間で単位とした再編整備計画を策定し、取組を着実に実施することを記載しております。

ただ今の説明内容につきまして、1枚にまとめた資料1-2が答申中間案の概要になります。資料1-3の「答申中間案」と合わせて後ほど御確認をお願いしたいと思います。

「5 パブリックコメント及び地区別意見聴取会の実施」ですが、資料に記載した内容で実施したところでございます。頂いた御意見をとりまとめの上、次回の審議会に報告いたします。今後とも、年度内の構想策定に向けて検討を進めてまいります。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、(仮称)第3期県立高校将来構想について、委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。私から指名させていただきます。

最初に、伊藤均委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（伊藤委員）

高校教育を取り巻く社会環境の変化、並びにそれらの課題を背景として、この度、第3期の将来構想の策定に取り組まれたことは、時宜を得た適切な判断であろうと思います。具体の説明は時間の関係でありませんでした。資料1-2の答申中間案の概要は章立てが5つになって非常に分かりやすいということ、また、資料1-3では具体の取組について詳しく記載しており、読み手を意識した作り手側の工夫も感じております。

資料1-2の第3章に、本県高校教育の目指す姿がありますが、ここの「1 目指す人づくりの方向性」の二つ目に、「ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興と郷土の発展を支える人づくり」と書かれています。私はここが改革の取組のベースになるのではないかと目を通しておりました。子供たちが生まれ育った郷土のことを学び、どこに行っても、郷土の自慢話ができる大人に成長してほしいと願っております。

既に、答申中間案につきましては、先月から県内7地区において、地区別の意見聴取会が開催され、私も南部地区・大崎地区・石巻地区の3地区で出席しましたので、感じたことを申し

述べさせていただきます。各地区においては関係者5名がそれぞれ意見を発表されたわけですが、共通していたのは、地元、あるいは郷土愛の強さ、そして適正な学校規模による学校再編への強い懸念でありました。これを集約し、最終答申に盛り込んでいくためには、地元への更に丁寧な説明と理解を得る必要があると感じております。

また、産業界からは採用したくても、かつてのように応募はなく、人が大手企業に流れているという切実な声もございました。企業の成長には若い人材が必要であり、そして地域で育った子供たちが地元企業で働くことは、地域の活性化に大きく役立つこととございます。そのためには、高校教育の中で地域企業について学ぶ機会をより多くするとともに、一方で、小中学校生活においても地域企業との接点を持たせることが大切であり、学校と地域との連携の取組を更に強化していくようお願いしたいと思います。

一方、教育現場をよく知るスクールソーシャルワーカーの方からは、教職員の多忙化について指摘がございました。教職員のワーク・ライフ・バランスの実現、それをしないと、息切れを起こすのではないかと私も懸念しております。

最後に、大切なのはこの構想が現場にいかん活用され、効果を生むかということとございまして、第5章に記載のとおり、取組の推進に当たっては、適宜進捗状況を把握し確認できる体制をしっかりと構築していただきたい。

#### 【議長】(村井知事)

ありがとうございました。適切な御指摘であると思えます。

次に、奈須野毅委員、よろしくお願いいたします。

#### 【教育委員】(奈須野委員)

よろしくお願いいたします。大枠では、今、伊藤委員が仰ったことと、私も同意見でございます。その上で感じていることを1点申し上げれば、今年の4月に成人年齢が20歳から18歳に引き下げされることが閣議決定されたところでございます。何事も起きなければ、2022年にはこの法案が施行され、18歳が成人となる年齢になるのだと思います。ということは、高校3年生の早ければ4月の段階から、成人としての責任を負わなければいけないということとございます。

もちろん様々な問題があり、少年犯罪であれば必要な刑罰の議論があったり、いろいろな契約であったり、金融、そういった部分も高校生が成人として認められたことで可能となるという法案でございます。そのことを総合的にどうこう言うつもりはありませんが、高校の中においても、そういった部分で子供を育てる教育が必要になってくるのではないかと考えております。

もちろん家庭での教育は絶対的に必要ですが、学校の中でそれをどのように教えていけるかなど考えました。その上で、伊藤委員も仰いましたが、地元企業とかそういった部分の関わり、例えば地元の金融機関、消費者センターの方々、また警察の方々が学校に来て、子供たちに社会の話を授業科目以外で教えていくといった取組も、高校が率先してやっていかなければならないと思えます。

教員は多忙化により、そのようなことを教えるというのはこの現状では難しいと思えますので、やはり地域の方々、関係機関の方々をお願いをすることで、それが学校と地域、また学校

と企業をつなぐ連携になっていくのではないかと思います。それが、第4章の高校教育改革の取組の「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」の中にある、地域の教育機関や企業等との連携の中で活かされ、実行されてほしいと思います。

この将来構想の話合いの中で、先を見据えた、成人として生徒を送り出す高校のつくり方を検討することをお願いしたいと思います。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。確かに、高校生も成人になるということで、地元や地域と連携して教育に取り組むことが重要であると思います。

それでは、小室千恵子委員、よろしく願いいたします。

**【教育委員】**（小室委員）

よろしく願いいたします。私は、気仙沼なのですけれども、先ほど伊藤委員も仰ったとおり、子供たちがふるさと気仙沼に残り、ここで頑張ろうと思えるような未来が見えるような学校だとよいなと感じております。その中で、今年から気仙沼西高校と気仙沼高校が一緒になるということで、地元の子供たちの声を聞いていると、やはり学校が減り選択肢が減った中で、学校を選ばなければいけないという状況で、仙台の方にとってもなかなか経済的にも難しいということもあって、断念して気仙沼の中でという子供たちもいます。そんな中で、子供たちが気仙沼に残ったときに、何をしようかということが高校の中で見い出せれば、残っていけるのかなと思います。そういう学校づくりが求められているのではないかと感じております。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。確かに、学校が減る中で、選択肢が減っておりまして、遠く離れた学校に行くというのも、それも一つの方法かと思いますが、それで地元に残らないというのも、地域経済にとってマイナスですので、その折衷を図っていくことが非常に重要だと考えております。

少子化が進む中で、当然高校の再編は避けられないことと思いますが、機械的に再編・統合を行うというのでは、今、委員からも問題点が指摘されておりましたけれども、地域の声を無視することにもつながりかねません。地域の声をしっかり聞いて、丁寧に進めていただくようよろしくお願いいたします。

また、各地域において、活力ある高校づくりを進めることも非常に重要であると思いますので、あの高校があったおかげで地域が元気になったと、活力が出てきたと言ってもらえるような、そういう高校づくりを目指して頑張りたいと思います。

それでは、議題（1）につきましては、以上とさせていただきます。

次に、議題（2）「幼児教育について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**（佐々木教育企画室長）

続きまして、議題（２）幼児教育について、御説明申し上げます。

資料２を御覧ください。はじめに、「１ 国の幼児教育振興施策の動向」ですが、先ほど知事からの挨拶にもありましたとおり、先月閣議決定されました「第３期教育振興基本計画」において、幼児教育の重要性について明記されたところでございます。

具体的には、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や調査研究を進めること、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等が盛り込まれております。あわせて、幼児期教育と、小学校教育との円滑な接続についても、より一層取り組むこととされております。

資料中段に推進体制の構築例の図を示しておりますが、都道府県等においては、幼児教育センターを設置の上、幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、保幼小の連携の推進、幼児教育アドバイザーに対する助言・援助など、国と共に市町村を重層的に支える役割が求められております。

幼児教育センター及び幼児教育アドバイザーの主な業務については、資料下段に記載のとおりでございます。

次に資料の２ページ目を御覧ください。「２ 他県等における幼児教育センターの設置状況」ですが、平成２８年度の文部科学省の調査によりますと、既に設置している自治体は４３となっており、設置率は２．４％という状況です。

参考までに、中段の図に記載しておりますが、文部科学省で平成２８年度からの３か年事業として実施している「幼児教育推進体制構築事業」の採択数は合わせて２９自治体となっており、本県からは気仙沼市教育委員会が、幼児教育アドバイザーの設置及び幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究に取り組んでいるところです。

続きまして、「３ 宮城県の現状と課題」ですが、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期と捉え、知事部局と教育委員会の連名で今年３月に「第３期『学ぶ土台づくり』推進計画」を策定し、親子間の愛着形成の促進や、基本的な生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進、幼児教育の充実のための環境づくりの４つの方向性にに基づき、様々な施策を展開しているところです。

今年度の主な取組として、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう幼小接続カリキュラムのモデル例を新たに策定するとともに、昨年度から実施している幼児教育アドバイザー派遣事業については、元小学校校長や現役の幼稚園園長など５名に委嘱し、幼稚園や保育所及び市町村等からの依頼に応じて、園内研修のサポートや幼児教育・保育に関する相談対応等に取り組んでおります。

続いて、資料の３ページ目を御覧ください。幼児教育推進体制における課題ですが、情報発信においては幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設などの複数の施設類型に対して、担当課室が分かれているため、情報提供が各担当課室の対象者に限られてしまうことや、相談窓口においては県及び県教育委員会として幼児教育に関する窓口が一本化されていないことにより、幼児教育関係団体や県民からの問い合わせ先が分かりにくい状況となっております。

また、新幼稚園教育要領等を踏まえた幼児教育の質の向上や、それを支える行政組織における専門性の更なる強化が求められています。さらに、幼稚園教諭・保育士の研修については、預かり保育に伴う外部研修への参加の難しさなどを踏まえ、現状及びニーズを把握し実情に応

じた見直しを図りながら内容の充実を図っていく必要があります。

「4 今後の取組の方向性」ですが、今年度の全庁的な政策的な課題として、幼児教育の推進体制の構築に関する検討チームを設置し、知事部局と教育庁との緊密な連携を図りながら、国における幼児教育施策及び先進県の取組事例を参考に、幼児教育センター機能の位置づけや役割について、現在検討作業を進めているところです。

相談対応、人材育成、情報提供、調査研究及び市町村支援等の取組の方向性と具体的な施策について整理し、子育て支援や家庭教育支援等の既存の事業との連携を図りながら、幼児教育の充実に向けた取組を更に推進してまいります。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、幼児教育について、御意見を頂きたいと思います。また、私から指名させていただきたいと思います。

それでは、千木良あき子委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（千木良委員）

私からは、小児・障害者歯科診療に携わらせていただいている立場からお話したいと思います。

3点ほどございます。まず、1点目でございますが、幼児教育アドバイザーへの期待と要望というところでございます。資料の中の幼児教育アドバイザーの配置と業務の中に、特別な支援を必要とする子供への支援ということが記載されております。特別な支援を必要とする子供さんというのは、自身への支援だけでなく、その御家族であったり、その経済状況等に対する行政の枠組みを越えた支援を必要とするケースが見られます。つい一週間前もそのようなケースを経験しました。やはり、幼児教育アドバイザーの方へは、広い視野と行政の枠組みに囚われない連携構築力を持った人材育成が求められていると感じております。

2点目でございます。現状の連携についてですが、日頃から開業医という立場で子供さんに接している中で、やはり、幼稚園、保育園、小学校の連携というのは非常に重要な課題であると捉えております。医療側がそのように考えていても、なかなかそれを受け止めてくださる方の教育行政にそのような意識がなければ、連携構築ができないという思いも持っております。そこで、資料の方には、幼・保・小の連携の強化ということが記載されておりますが、ここに加えて、地域の保健師さんであったり、医療機関との連携ということも、子供さんにとっては非常に重要なメリットがあると思います。保育園・幼稚園においては、その施設の管理者の方に連携の意識が求められているのではないかと思います。

3点目、最後でございますが、疾患との関わりについてというところで、特別な支援を必要とする子供さんというのは疾患の重症化が問題です。特に歯科疾患の重症化が非常に問題で、乳幼児の多数の虫歯は虐待を疑う目安と言われているので、特別な支援を必要とする子供さんを含め、やはり最終的にはおいしく、楽しく食べて、よく寝て、よく遊んでもらって、宮城県で今推進しております「ルルブル」という取組が私は非常に基本になると思います。おいしく食べて、よく眠って、遊ぶ、そういうような環境が整えられるということが、まず幼児教育のベースになると私は考えています。



**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。確かに、子供だけではなくて、その周辺のサポートも重要だと思いますし、それぞれの地域と連携して取り組むことが重要だと思います。歯も重要ですね。私も注意させていただきたいと思います。

先ほどの説明にもありましたけども、今年度、幼児教育の推進体制に関する検討チームを設置しました。これは非常に重要だと思っております。先ほどの課題の中に、県の相談窓口が一本化されていないという問題もあり、私もよくいろいろな方から御意見を伺っております。しっかりと知事部局と教育庁の連携が取れるように努力をしてまいりたいと思います。

それでは、議題（２）については以上とさせていただきます。

#### 4 報告事項

**【議長】**（村井知事）

次に、報告事項（１）「働き方改革について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**（布田教育庁総務課長）

総務課長の布田でございます。国による働き方改革や、教職員の長時間勤務の改善に向けて、昨年度、学校における働き方改革として、文部科学省から一定の取組の方向性が示されましたので、その概要につきまして、教育庁としての取組方針等を含めて説明いたします。

資料3を御覧ください。はじめに、「1 経緯」ですが、平成28年度に実施した教員勤務実態調査の結果、教職員の長時間勤務が看過できない状況であったことから、8月に中央教育審議会の特別部会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出され、12月にはいわゆる「中間とりまとめ」として示された後に、これを受けて、文部科学省が中心的に実施していく内容が「学校における働き方改革に関する緊急対策」として取りまとめられました。

今年の2月には働き方改革への取組を更に徹底するため、教育委員会や学校で取り組むべき内容がまとめられ、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」として事務次官通知が発出されており、県教委から各市町村教育委員会にも通知したところであります。

その内容であります。2の（1）から（3）の3つの柱で構成されております。

はじめに、（1）の「学校における業務改善について」ですが、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を整理した上で、役割分担の適正化を図っていくことが必要であるとされたことから、①としてそれらを着実に実行するため、教育委員会として業務改善方針、計画の策定や事務職員の校務運営への参画推進など、13項目について取り組むよう求められております。

次に、②については、中間まとめにおいて、これまで学校や教師が担ってきた代表的な14業務の在り方に関する考え方が示され、表にありますようにA・B・Cの3つの類型に分類されたものであります。

そのうち、Bの部活動については、この後スポーツ健康課長から説明がありますが、本県の取組として、昨年度末に「部活動指導ガイドライン」を策定し、教員の負担軽減、部活動の適

正な活動時間や休養日の設定についての基準を示したところであります。

次に、2つ目の柱として、(2)の「勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について」であります。言うまでもなく、勤務時間管理は労働法制上、学校長や服務監督権者である教育委員会の責務であります。勤務時間の管理に当たっては、極力学校現場に負担がかからないよう、自己申告方式ではなくICT等を活用した勤務時間の客観的な集計システムの構築に努めることとされております。

この点については、健康管理の面から長時間勤務の縮減につなげるため、在校時間の把握について平成24年度から継続的に取り組んできたところであり、今年度からは「校務支援システム」による在校時間の集計を試行しております。今後は、知事部局とも連携しながら、他の自治体の例なども参考に、ICカードの活用など、更に効果的な勤務時間の把握方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、長期休業期間においては、年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことなど、あわせて6項目の取組が示されたところであります。学校閉庁日の設定については、今後、本県においても、県立学校等から意見聴取を行い、お盆や年末年始の一定期間において、部活動や補習、日直等の全ての業務を休止し、完全閉庁とする方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の柱として、(3)の「教職員全体の働き方改革に関する意識改革について」であります。学校における業務改善を図るためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であることから、教育委員会の研修において、学校の管理職に対するマネジメント能力の養成に重点を置くとともに、学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため必要な研修を実施することなど、5項目の取組が示されております。

教職員の働き方改革に関する概要は以上ですが、これまでも教育庁内に学校運営支援本部を設置し、「多忙化解消WG」における様々な取組により、一定の効果を挙げてきたところでありますが、事務次官通知で求められている内容は多岐に渡っておりますことから、緊急性や実現可能性などを考慮するとともに、知事部局における働き方改革に向けた取組なども参考にしながら、できるところから順次取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 【教育長】(高橋教育長)

補足します。今日お示しした資料ですけれども、国で示した、こういった業務改善ができるのではないかという検討をまとめたものでございます。これを一気に、それぞれの学校、教育委員会でできるのかという、今説明のあったとおり、不可能でございます。国としてはこういった考え方を示すことによって、議論を現場でも深めてほしいという狙いもあると考えております。できるところから、特に部活動の在り方については直ちに改善を進めていきたいということでガイドライン等を示したところでございます。A・B・Cに分類されておりますけれども、例えばBの休み時間の対応では、いじめ等の問題については休み時間の方がいろいろなところで見えるものがあるので、巡回等をして個別にケアに当たることも必要です。そういったことからするとすぐには別の人をお願いすることもできないと、現場ではそういった業務もありますので、しっかりと見極めをしながら取組を進めていきたいと考えております。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。当然、何もかも一遍には無理でしょうから、やれるところからやりましょう。

知事部局でも「働き方改革」を推進するために新たな組織を設置しました。教育委員会とも連携を図りながら、生産性の向上やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、県組織一丸となって構築していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、報告事項（１）については、以上とさせていただきます。

次に、報告事項（２）「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引について」、教育長から話がありましたけども、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**（駒木スポーツ健康課長）

スポーツ健康課長の駒木でございます。それでは、資料は４－１と４－２に基づいて、説明いたします。

はじめに、資料４－１を御覧ください。「１ 策定の趣旨」についてです。部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義を有しております。その一方で、指導の過熱化や教員の多忙化が課題となっており、これまで適切な休養日等の設定や体罰・暴言の防止に関する通知、部活動での指導ガイドライン【暫定版】等を発出してきました。

平成３０年３月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が公表されたことを受け、学校全体としての指導・運営に関する体制の構築と生徒のバランスの取れた健全な成長、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、県教育委員会として部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引をまとめました。

「２ 対象」は、県立の中学校、高等学校、特別支援学校の運動部及び文化部としております。

「３ 内容」については、記載の３つの項目で整理しております。それでは要点を簡単に説明させていただきます。

資料４－２の部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引の１ページを御覧ください。

「１ 適切な休養日等の設定」ですが、生徒の発達の段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、週当たり２日以上休養日を設け、平日は少なくとも１日、土日は少なくとも１日以上を休養日とすることを求める内容としております。１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしております。また、朝練習については、原則禁止としております。また、現状を踏まえ「ハイシーズン」についての記載は、【暫定版】から続けて残しております。

次に、２ページを御覧ください。今回、県教育委員会は、国のガイドラインに則り、ガイドラインを策定いたしました。市町村教育委員会は、これらを参考にして設置する学校に係る部活動の方針を策定します。それに則り、各学校の校長は、活動方針を策定・公表し、各顧問は、

活動計画の作成及び活動実績を校長へ提出することとなります。休養日の確保や月間計画の作成に際しましては、様式例を5, 6ページに、作成用データはスポーツ健康課ホームページに掲載し、活用していただけるようにしております。

次に、3ページを御覧ください。「2 指導・運営に係る体制の構築」についてですが、校長は生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消の観点から、適正な数の部を設置するとともに、教員の他の校務を考慮して適切な校務分掌等、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図ることとしております。また、教員のワーク・ライフ・バランスや部活動の充実という観点から、市町村教育委員会は、各校の実態等を踏まえて部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとしております。

次に、4ページを御覧ください。「3 今後の研究事項」として、生徒のニーズを踏まえた部活動の設置のほか、関係団体や地域との連携を挙げさせていただきました。

最後に、部活動指導の手引についてであります。部活動指導者が学校現場で活用できるよう、指導者としての在り方や活動計画の立案、事故防止対策、指導者間や地域等との連携について8つの項目で構成しております。この手引を参考に適切な指導をしてまいります。

#### 【議長】(村井知事)

ありがとうございました。

私もそうでしたけども、学校生活の中で、部活動というのは、非常に大きな教育的役割を持っていると思います。ただ、それによって教職員の多忙化等の問題も出てきているということですので、生徒にとっても、指導者にとっても重い負担にならないよう、指導体制の在り方などについて、このガイドラインが示されたところでありますので、ガイドラインの浸透をしっかりと図っていただき、共にいい形で子供たちが育っていくように進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、報告事項(2)については、以上とさせていただきます。

次に、報告事項(3)「学力向上で成果を挙げている事例について」、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】(奥山義務教育課長)

義務教育課長の奥山でございます。それでは、資料5に基づいて御説明いたします。

はじめに、「1 過去5年間の全国学力・学習状況調査の状況について、全国平均と比較した34市町村の分布」を御覧ください。全国学力・学習状況調査で出題される国語と算数・数学は、基礎的な知識を尋ねる「A問題」とその知識の活用力をみる「B問題」に分かれております。

本県の平成29年度全国学力・学習状況調査につきましては、県の平均値で見ると、小・中学校共に全ての教科で全国平均に届いていないという結果でしたが、その中でも御覧のとおり、全国平均を上回っている市町村もあることから、県教育委員会としましては、授業改善が進んでいる取組事例を広め、他市町村の学校に対して自校化するよう促してまいりました。昨年度は、町独自に取組を進め、成果を挙げている大河原町を代表し、各圏域の校長会議において、

大河原小学校長から学力向上に係る取組事例について講話をしてもらいました。

次に、2ページを御覧ください。「2 大河原町教育委員会の取組」でございます。まず、「(1) 過去5年間の全国学力・学習状況調査の状況について」ですが、宮城県の成績が低迷する中、大河原町内の小学校では、平均正答率が全国平均を上回っております。特に、昨年度の小学校算数A、Bについては、全国トップレベルの秋田県をも上回っている状況です。町独自の取組が功を奏し、県全体の水準を引き上げるモデルとなっております。さらに、今年度につきましても全国平均を上回り、全国でもトップクラスの状況であります。

次に、「(2) 具体的な取組」を御覧ください。大河原町では、「確かな学力育成のための施策」として、4つの項目を掲げ、6つの具体的な対策を立てています。先ほど御紹介した大河原小学校では、「大河原小学校の取組①」にありますように、6年生の約8割が学習塾に通っていないという状況の中で、「②取組の実際」にある、「みんなで」「意識化」「PDCA」というキーワードを合い言葉に取り組んでおります。

次のページを御覧ください。ここでは、「教室」「職員室」「家庭」と大きく3つのシチュエーションごとの特徴的な取組について3点の事例を御説明いたします。

1点目、教室の「②学習規律の統一」です。どのクラスでも、学習中のルールは統一されています。あいさつ、板書、ノートのとり方から掲示物に至るまで、大河原小学校の約束があります。職員は足並みを揃えて指導することによって、約束事を確認しなければ授業が成立しにくい4月からスムーズに授業を展開することができます。

2点目は教室の「③学習進度の目安」です。教科書による学習は、2月までに終え、3月は弱点の克服を中心に1年間の復習に充てます。テスト結果を踏まえ、問題意識を教員間で共有しながら、全体のレベルアップを狙います。復習することによって、学習内容の確実な定着を図ることができます。

3点目、職員室の「①校内研究の推進」です。全国学力・学習状況調査問題を職員全員が解くとともに、日常的に授業提供をしながら、お互いに学び合うシステムが構築されているため、授業改善のサイクルが確立されています。

学校の本来あるべき姿は、子供たちに基礎・基本をしっかり身に付けさせること、そして学習を通して教え合い、共に学び合うことでよりよい人間関係づくりができる場であると考えており、ひいては、それらがいじめや不登校を生まない学校づくりにつながるものであると捉えております。

一人一人の子供たちの実態に応じた学力向上の取組を、教員一人一人が着実に実践することによって、大河原小学校の実践のように学力向上に確実につながるものと考えております。今後は、このような取組を他の市町村や小・中学校にも強く促していきたいと考えております。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

こういう素晴らしい事例があるということなので、それを参考にさせていただきたいと思えます。うまくいっているところには、うまくいっているそれなりの理由があるということですね。私自身は全国学力・学習状況調査にあまりこだわりの必要はないと思っはいるのですが、全体として底上げする努力を継続していくことが非常に重要だと考えておりますので、説明にあったような成功事例を全県に広げるように、取組をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（3）については、以上とさせていただきます。

## 5 その他

### 【議長】（村井知事）

報告事項も終わりましたが、その他、委員の皆様から何かこの機会に私に対して言っておきたいこと等ございましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

教育長、よろしいですか。

### 【教育長】（高橋教育長）

本日部活動の話もさせていただきました。児童生徒及び教職員にとって、過度な負担にならないよう見直しを進めていきたいと考えております。一方、先日の甲子園の予選でもそうでしたが、スポーツに頑張っている生徒の姿を見ると我々も元気になるという思いもございます。そういう意味では、ただ部活動の見直しをするから、全体として部活動が萎んでよいという気持ちは全く持っておりませんので、その点はよく学校現場にも理解してもらいながら進めていきたいと思っております。

については、知事にはできるだけいろいろな場面でスポーツにも顔を出していただけるように、時間を取っていただいて、是非国体等でも入場行進の姿など、テレビを通して拝見できればなと思っておりますが、いかがでしょうか。

### 【議長】（村井知事）

今年はできれば国体の開会式に顔を出したいと考えております。先日、私は出られませんでした。が、高校野球の開会式で高橋教育長が暑い中で挨拶されているのをお聞きしました。私の挨拶の代読ということでございましたが、やはり、あのように出させていただくと士気も上がるのだなとよく分かりました。私自身も参加できるように、手配してまいりたいと思っております。

他にございませんか。

（意見等なし）

それでは、私の進行は以上とさせていただきます、事務局にお返しします。ありがとうございました。

## 6 閉会

### 【司会】

それでは、これをもちまして「第7回宮城県総合教育会議」を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上